

遅延理由書

このたび、医薬品医療機器等法第10条第2項に規定されているとおり、変更の届出を事前に行うべき
() を変更しましたが、
() のため、本日まで遅延し、
事後の届出となりました。

今後は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」を遵守し、再びこのようなことのないよう十分注意しますので、今回に限り、よろしくお取り計らい願います。

年　　月　　日

住　　所
〔法人にあっては、
主たる事務所の所在地〕

氏　　名
〔法人にあっては、
名称及び代表者の氏名〕

千葉市保健所長 殿